

1 1. はじめに

1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症 (BSE) が発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、国内において初の BSE の発生が確認されている。こうしたことを受けて、我が国は 1996 年に反すう動物の組織を用いた飼料原料について反すう動物への給与を制限する行政指導を行うとともに、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般の BSE 対策を講じてきた。

食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、「日本における牛海綿状脳症 (BSE) 対策について—中間とりまとめ— (2004 年 9 月)」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請を受けて食品健康影響評価を実施し、「我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策に係る食品健康影響評価 (2005 年 5 月)」及び「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価 (2005 年 12 月)」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 (オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、ホンジュラス、ノルウェー：2010 年 2 月から 2012 年 5 月まで)」を取りまとめた。

さらには、2011 年 12 月に厚生労働省からの要請を受けて、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ、食品健康影響評価を実施し、「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価 (2012 年 10 月及び 2013 年 5 月)」を取りまとめた。引き続き、厚生労働省からの要請を受け、アイルランド、ポーランド、ブラジル、スウェーデン、ノルウェー及びデンマークについて、我が国に輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価を取りまとめた (2013 年 10 月から 2015 年 7 月まで)。

今般、厚生労働省から、めん羊及び山羊の牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価の要請 (諮問) があった。

2. 諮問の背景

我が国においては、めん羊及び山羊の BSE 対策として、平成 16 年から特定危険部位 (SRM) の除去、平成 17 年からスクリーニング検査を実施するとともに、平成 16 年より BSE 発生国からのめん羊及び山羊の肉、内臓及びこれらを原材料とする食品の輸入を禁止してきた。

牛の BSE 対策について、開始から 10 年が経過したことを契機に、それまでの取組、国内外の BSE のリスクが低下している状況を踏まえて諸般の見直

1 しが行われてきたところであり、めん羊及び山羊の BSE 対策についても、現
2 在のめん羊及び山羊に対する BSE のリスクに応じた対策の見直しの検討が必
3 要とされた。

4

5 3. 諮問事項

6 厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

7

めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講
ずること。

（1）国内措置

ア と畜場におけるめん羊及び山羊の BSE 検査について、検査対象
の見直し

イ 特定部位について、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 6 条
及び第 9 条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなけれ
ばならないめん羊及び山羊の部位の範囲の改正

（2）国境措置

BSE 発生国又は発生地域において飼養された牛に由来する肉及
び内臓について食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた国か
らのめん羊及び山羊の肉及び内臓等の輸入条件の設定

（具体的な諮問内容）

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

（1）国内措置

ア 検査対象月齢

現行の 12 か月齢以上の全てを対象とするスクリーニング検査を廃
止した場合のリスクを比較。なお、生体検査において何らかの臨床
症状を呈するめん羊及び山羊については引き続き検査を実施。

イ SRM の範囲

現行の「全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリン
パ節を含む。）並びに 12 か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃
を除く。）、脊髄及び胎盤」から「12 か月齢超の頭部（扁桃を含
み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回
腸」とした場合のリスクを比較。

（2）国境措置

国内措置の見直しにあわせ、BSE 発生国又は発生地域のうち、牛肉
等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国からのめん羊
及び山羊の肉及び内臓等について、現行の「輸入禁止」から「SRM

第94回プリオン専門調査会

「I. 背景(案)」

の範囲を、12 か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRM を除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

1